

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住 所 宮崎県宮崎市江平東町6番地13  
 氏 名 株式会社山崎紙源センター  
(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 山崎孝一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

鹿児島県知事 塩田康一



許可の年月日 令和 7年 2月 3日  
 許可の有効年月日 令和10年 8月15日

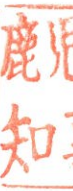
## 1 事業の範囲

廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ゴムくず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、金属くず（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む。）、汚泥（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。）、廃油、廃酸（水銀含有ばいじん等を含む。）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を含む。）、銻さい（水銀含有ばいじん等を含む。）、ばいじん（水銀含有ばいじん等を含む。）、紙くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、木くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、繊維くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、動植物性残さ、動物の死体

以上17種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）の収集及び運搬（積替え又は保管を含む。）

## 2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

所在地	鹿児島県霧島市隼人町住吉字大野原202番3
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ゴムくず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、金属くず（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、汚泥（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、紙くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、木くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、繊維くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、
面積	16平方メートル
保管上限	20.16立方メートル
積み上げることができる高さ	— (容器を用いて保管するため)

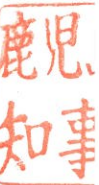


3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

新規許可	平成18年8月16日	
変更届出	平成20年8月14日	法人の代表者を「山崎正信」から「山崎孝一」に変更
更新許可	平成23年8月16日	
更新許可	平成28年8月16日	
変更届出	平成29年10月25日	取り扱う産業廃棄物の種類の「金属くず」を「金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）」に、「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」を「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）」に変更
変更許可	平成30年7月12日	積替保管場所「鹿児島県霧島市隼人町住吉字大野原202番3」を新設 取り扱う産業廃棄物の種類の「燃え殻」を「燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む。）」に、「汚泥」を「汚泥（水銀含有ばいじん等を含む。）」に、「廃酸」を「廃酸（水銀含有ばいじん等を含む。）」に、「廃アルカリ」を「廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を含む。）」に、「鉍さい」を「鉍さい（水銀含有ばいじん等を含む。）」に、「ばいじん」を「ばいじん（水銀含有ばいじん等を含む。）」に変更
更新許可	令和3年8月16日	
優良認定	令和3年8月16日	
変更許可	令和3年11月29日	取り扱う産業廃棄物の種類の「汚泥（水銀含有ばいじん等を含む。）」を「汚泥（水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。）」に変更
変更許可	令和5年11月15日	取り扱う産業廃棄物の種類の「廃プラスチック類」を「廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）」に、「ゴムくず」を「ゴムくず（石綿含有産業廃棄物を含む。）」に、「金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）」を「金属くず（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。）」に、「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）」を「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。）」に、「がれき類」を「がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）」に、「汚泥（水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。）」を「汚泥（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。）」に、「紙くず」を「紙くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）」に、「木くず」を「木くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）」に、「繊維くず」を「繊維くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）」に変更



変更届出	令和6年1月9日	積替え保管場所「鹿児島県霧島市隼人町住吉字大野原202番3」の産業廃棄物の種類を「廃プラスチック類，ゴムくず，金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。），ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。），がれき類」から「廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。），ゴムくず（石綿含有産業廃棄物を含む。），金属くず（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。），ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。），がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。），汚泥（水銀使用製品産業廃棄物を含む。），紙くず（石綿含有産業廃棄物を含む。），木くず（石綿含有産業廃棄物を含む。），繊維くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）」に，面積を「13.35平方メートル」から「16平方メートル」に，保管上限を「17.96立方メートル」から「20.16立方メートル」に変更
変更許可	令和7年2月3日	取り扱う産業廃棄物の種類に「動物の死体」を追加

5 鹿児島市の積替え許可の有無 有・無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

備考

「優良」の表示は，産業廃棄物収集運搬業の実施に関し優れた能力・実績を有する者として環境省令で定める基準に適合すると認められたことを示すものです。

